

岐阜市未来懇談会開催要綱

令和3年3月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の都市づくりの総合的な方針である（仮称）岐阜市未来都市構想を策定する事務の参考とするため、市の将来像及び都市づくりの方向性について意見を交換する場として開催する岐阜市未来懇談会（以下「懇談会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 懇談会は、次に掲げる者及び企画部長をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる団体が推薦する者
- (2) 市議会が推薦する市議会議員

(話題)

第3条 懇談会の会合（以下「会合」という。）における意見交換の話題は、市の都市づくりの総合的な方針となる将来像及び都市づくりの方向性に関する事項とする。

(招集)

第4条 会合は、企画部長が招集する。

(座長)

第5条 会合の座長は、企画部長があらかじめ指名する。

2 座長は、会合の進行をつかさどる。

(庶務)

第6条 会合の庶務は、企画部未来創造研究室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学
学校法人聖徳学園岐阜聖徳学園大学
株式会社十六銀行
岐阜信用金庫

公益社団法人岐阜青年会議所

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

岐阜市自治会連絡協議会

一般社団法人岐阜市医師会

日本労働組合総連合会岐阜県連合会・岐阜地域協議会

岐阜商工会議所

ぎふ農業協同組合

岐阜市PTA連合会

岐阜市小中学校長会